新城市中山間地域等直接支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 中山間地域等直接支払交付金(以下「交付金」という。)は、荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。)及び実施要領第5の規定による農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画(以下「促進計画」という。)に基づいて対象活動を実施する農業者等に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、新城市補助金等交付規則(平成17年新城市規則第43号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象地域及び対象農用地)

第2条 交付金の交付の対象となる地域及び農用地は、実施要領第4の1、2及び促進計画 別紙の1に規定する農用地とする。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付対象者は、実施要領第6の1に規定する者とする。

(交付対象取組)

- 第4条 交付金の交付の対象となる行為(以下「対象行為」という。)は、次の(1)又は(2) に掲げる協定(その策定又は変更につき、市長による事業計画の認定と併せて認定を受けたものに限る。)に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等とする。
 - (1) 集落協定
 - ア 集落協定は、対象農用地において、農業生産活動等を行う農業者等の間で締結されるものであって、次の(ア)から(ク)までの事項を規定したもの(ただし、(オ)については第5条の交付単価に0.8を乗じた額の交付金の交付を受ける集落協定の場合は任意的事項、(カ)については、加算措置の適用を受ける場合についてのみ必須事項)とする。
 - (ア) 協定の対象となる農用地の範囲
 - (イ) 構成員の役割分担
 - (ウ) 農業生産活動等として取り組むべき事項
 - (エ) 集落マスタープラン
 - (オ) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項(集落戦略の作成を含む)
 - (カ) 加算措置適用のために取り組むべき事項
 - (キ) 交付金の使用方法
 - (ク) 新城市促進計画の実施に関し市長が必要と認める事項として定められた内容 により規定すべき事項
 - イ 集落協定は地域の実情に即した適切な範囲で締結する。
 - (2) 個別協定
 - ア 個別協定は、第2条の基準を満たす農用地において、認定農業者等が農用地の

権原を有する者との間において農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第4条第4項第1号に規定する利用権の設定等(以下「利用権の設定等」という。)又は同一生産行程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業の受委託について締結されるものであって、次の(ア)から(カ)までの事項を規定したものとする(ただし、(カ)については加算措置の適用を受ける場合のみ必須事項)。

- (ア) 協定の対象となる農用地
- (イ) 設定権利等の種類
- (ウ) 設定権利者、委託者名(出し手)
- (エ) 設定権利等の契約年月日、契約期間
- (オ) 交付金の使用方法
- (カ) 加算措置適用のために取り組むべき事項
- イ 次のいずれかに掲げる認定農業者等が、アに掲げる事項に加えて、農業生産活動等として取り組むべき事項又は農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を協定に規定する場合は、第2条の基準を満たす当該認定農業者等の自作地(農業者が農業生産活動等を行う農用地のうち、当該農業者が所有権を有するもの)も協定の対象とすることができる(ただし、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項については、第5条の表中の単価の交付を受ける場合の必須事項)。
 - (ア) 一団の農用地すべてを耕作している者
 - (イ) 3 ha 以上の経営の規模を有している者

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、集落協定又は個別協定に位置付けられている農用地について、次の表に掲げる地目及び区分ごとの交付金の交付単価に交付金の対象となる農用地面積をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。加えて加算措置に取組んだ場合には、加算措置の交付単価に加算措置の対象となる農用地面積をそれぞれ乗じて得た額を前述の交付額に足した額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合の交付単価は、表中の交付単価にそれぞれに0.8を乗じた額とするとともに、加算措置(実施要領第6の3のイの(ア)及び(ウ)から(オ))は適用しないものとする。

また、同一農用地を対象として複数の加算の交付を受ける協定については、加算を適用する順序を決定するとともに、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算について、交付金の交付の上限単価は下記の表中の加算措置の交付単価(10a 当たり)から 1,000円を減じた額とする。

- (1) 集落協定において農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合
- (2) 実施要領第6の2の(2)のイの自作地を対象としている個別協定において、認定農業者等が農用地の権原を有する者との間において基盤強化法第4条第4項第1号に規定する利用権の設定等として取り組むべき事項を実施しない場合

		交付単価	加算措置の交付単価(10a 当たり)			
地目	地目 区分		棚田地域振 興活動加算	超急傾斜農地 保全管理加算	集落協定広 域化加算	
Ш	急傾斜	21,000円	10, 000 III	6 000 III	2,000 []]	
Щ	緩傾斜		10,000円	6,000円	3,000円	
畑	急傾斜	11,500円	10,000円	6,000 円	3,000円	
ДЩ	緩傾斜	3,500円	10,000 1	0,000 1	3,000 1	
草地	急傾斜	10,500円	_	_	3,000円	
平 地	緩傾斜	3,000円			3,000 1	
採草牧草地	急傾斜	1,000円	_	_	3,000円	
	緩傾斜	300 円			3,000 1	

		加算措置の交付単価		
地目	区分	(10a 当たり)		
FE F		集落機能強	生産性向上	
		化加算	加算	
ш	急傾斜	3,000 円	2 000 ⊞	
田	緩傾斜	3,000 円	3,000円	
畑	急傾斜	3,000円	3,000 円	
ДН	緩傾斜	0,00011	3,000 1	
草地	急傾斜	3,000円	3,000円	
平地	緩傾斜	5,000 1	3,000 1	
採草牧草地	急傾斜	3,000円	3,000円	
VVV	緩傾斜	5,000 1	0,000 1	

(交付の申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする者は、新城市中山間地域等直接支払交付金交付申 請書(様式第1)を、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第7条 市長は、前条の申請があったときは、申請内容を審査し、必要に応じて現地調査 等を行い、交付金の交付が適当と認めたときは交付金の交付を決定し、速やかに新城市 中山間地域等直接支払交付金交付決定通知書(様式第2)により、その決定の内容を交 付金の交付の申請をした者に通知しなければならない。
- 2 前項の通知には、交付金を交付するに当たっての必要な条件を付することができるものとする。

(変更の申請)

第8条 交付金の交付の決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、事業計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ新城市中山間地域等直接支払交付金計画変更承認申請書(様式第3)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めたときは、第7条の規定による交付決定を変更し、新城市中山間地域等直接支払交付金変更交付決定通知書(様式第4)によりその内容及び条件を計画変更承認申請者に通知するものとする。

(交付金の概算払)

- 第10条 交付金は、概算払により交付するものとする。
- 2 交付対象者は、交付金の概算払請求をしようとするときは、新城市中山間地域等直接 支払交付金概算払請求書(様式第5)を別に定める期日までに市長に提出するものとす る。
- 3 市長は、前項の請求があったときは、当該請求に係る書類を審査し、必要に応じて現 地調査を行い、交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適すると認めるときは、 速やかに交付金を交付するものとする。

(実績報告)

第11条 交付対象者は、毎年度、市長が定める期日までに、新城市中山間地域等直接支払交付金実績報告書(様式第6)に必要書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、報告書及び添付書類の審査並びに必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付金の額を確定し、新城市中山間地域等直接支払交付金確定通知書(様式第7)により、交付対象者に通知しなければならない。

(交付金の返還)

第13条 交付対象者は、実施要領第6の4の(1)に定める交付金の返還に該当した場合は、交付金の全部又は一部を返還しなければならないものとする。

(検査等)

- 第14条 交付金の交付事務に関連して必要があると認めるときは、交付対象者に対して、 必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができるものとする。
- 2 交付対象者は、当該交付の決定に係る事業に関連する帳簿類及び証拠書類その他当該 事業の実施の経過を記録した書類を整理し、事業完了年度の翌年度から5年間保存しな ければならないものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

- この要綱は、平成27年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1 (第6条関係)

新城市中山間地域等直接支払交付金交付申請書

年 月 日

新城市長

申 請 者住 所協定名代表者氏名

EI

年度において新城市中山間地域等直接支払交付金事業を行うため新城市中 山間地域等直接支払交付金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

事業の目的及び内容	様式第1別紙のとおり
事業完了予定年月日	年 月 日
交付金の額及びその 算出方法	様式第1別紙のとおり
交付金の使用方法	様式第1別紙のとおり

様式第1別紙

年度新城市中山間地域等直接支払交付金事業実施計画書(実績書)

1 事業の目的及び内容

2 申請 (実績) 額の算出基礎

(1) 傾斜農用地等の申請額

(1) 関州展用地寺の中間観 10 a 当たり ユューノン・オー						
₩存時如	取組面積 (m²)				申請(実績)額	
対象取組				の交付単価	(円)	
		- I		(円)		
	田田	急傾斜		21,000		
	ш	緩傾斜		8,000		
	畑	急傾斜		11,500		
体制整備単価	大田	緩傾斜		3,500		
(10割単価)	## HIP	急傾斜		10,500		
	草地	緩傾斜		3,000		
	採草放牧地	急傾斜		1,000		
		緩傾斜		300		
	田	急傾斜		16,800		
		緩傾斜		6,400		
	畑	急傾斜		9,200		
基礎単価		緩傾斜		2,800		
(8割単価)	## HIP	急傾斜		8,400		
	草地	緩傾斜		2,400		
	松井井井山	急傾斜		800		
	採草放牧地	緩傾斜		240		
合 計						

(2) 加算措置の申請額

対象取組	取組	面積(m²)	10 a 当たりの 交付単価 (円)	申請(実績)額 (円)
棚田地域振興	田		10,000	
活動加算	畑		10,000	
超急傾斜農地	田		6,000	
保全管理加算	畑		6,000	
	田		3,000	
集落協定広域	畑		3,000	
化加算	草地		3,000	
	採草放牧地		3,000	
	田		3,000	
集落機能強化	畑		3,000	
加算	草地		3,000	
	採草放牧地		3,000	
	田		3,000	
生産性向上加 算	畑		3,000	
	草地		3,000	
	採草放牧地		3,000	
合 計				

3 交付金の使用方法

年 月 日付け新農 で認定(変更認定)のあった多面的機能 発揮促進事業に関する計画のうち、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関 する活動計画書第7に記載のとおり。

様式第2(第7条関係)

新城市中山間地域等直接支払交付金交付決定通知書

第号年月日

様

新城市長

年 月 日付けの新城市中山間地域等直接支払交付金の交付の 申請につきまして、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

事業の内容		年	月	日付けによる申請書記載のとおり。
交付金の交付決定額	金			円
交付の条件				

様式第3(第8条関係)

新城市中山間地域等直接支払交付金計画変更承認申請書

年 月 日

新城市長

申 請 者住 所協定名代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった新城市中山間地 域等直接支払交付金について次のとおり計画を変更したいので、新城市中山間 地域等直接支払交付金交付要綱第8条の規定により承認されたく申請します。

事業の内容	様式第1別紙のとおり
変更の内容	様式第1別紙のとおり
変更の理由	

(注)様式第1別紙により、変更に係る部分について変更前を括弧書で上段に 記載し、変更後を下段に記載すること。なお、変更がないものについても記 載すること。

様式第4(第9条関係)

新城市中山間地域等直接支払交付金変更交付決定通知書

第号年月日

様

新城市長

印

年 月 日付けの新城市中山間地域等直接支払交付金の交付の変更申請につきまして、その内容を承認し、次のとおり交付の決定を変更することにしましたので通知します。

事業の内容	年 おり。	月	日付けによる変更承認申請書記載のと
交付決定の変更の内容			
交付決定の変更の理由			
交付金の交付決定額	金		円
交付の条件			

様式第5 (第10条関係)

新城市中山間地域等直接支払交付金概算払請求書

年 月 日

新城市長

年 月 日付け 第 号で交付決定通知(及び 年 月 日付け 第 号で変更交付決定通知)のありました新城市中山間地域等直接 支払交付金につきまして、概算払によって次のとおり交付を請求します。

事業の内容	年 月 日付けによる申請書(変更承認申請書)記載のとおり。
請求額	金 円
交付の方法	口座振込 〈振込先〉 金融機関名: 預金種別 : 口座名義人: 口座番号 :

様式第6 (第11条関係)

新城市中山間地域等直接支払交付金実績報告書

年 月 日

新城市長

年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定(及び 年 月 日付け 第 号で変更交付決定)を受けた 年度新城市中山間地域等直接支払交付金事業が完了したので、新城市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

事業の内容	様式第1別紙のとおり				
事業完了年月日	年 月 日				
事業の総額(精算額)	金 円				
添付書類	 預金通帳の写し 現金出納帳 交付金の個人配分に係る書類 領収書の写し 活動日誌及び活動写真 その他参考資料 				

様式第7(第12条関係)

新城市中山間地域等直接支払交付金確定通知書

第号年月日

印

様

新城市長

年 月 日付けで実績報告のありました 年度新城市中山間地域 等直接支払交付金事業については、新城市中山間地域等直接支払交付金交付要 綱第12条の規定により、次のとおり交付金の額を確定しましたので通知しま す。

事業の内容		年	月	日付けによる実績報告書に記載のとおり
交付金の確定額	金			円
備考				